

臨床研究に関する実施方針

京都大学医学部附属病院は、基本理念である「新しい医療の開発と実践を通して、社会に貢献する」と「患者中心の開かれた病院として、安全で質の高い医療を提供する」に基づいて以下の方針を定め、臨床研究を実施します。

- ・研究にご協力いただく方の人権保護を最優先に、ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則である「ヘルシンキ宣言」の精神に則って臨床研究を実施します。
- ・すべての臨床研究を倫理審査委員会で厳密に審査し、病院長の最終的な許可のもとで実施します。
- ・法令・指針・社会規範に従って適切に実施されるよう病院長の責任のもとですべての臨床研究を管理し、研究不正の発生防止に努めます。
- ・科学的・倫理的に適正な臨床研究を実施できるよう、臨床研究にかかわる病院全職員に対する教育を徹底します。
- ・臨床研究支援のための専従スタッフを配置し、臨床研究の適正な管理と実施を推進します。
- ・iPS細胞などに代表される革新的な医療技術開発に積極的に取り組みます。
- ・他大学や他の医療機関との連携を進め、わが国の臨床研究の推進・発展に貢献します。